



# ZOOM UP

## 第三者行為損害賠償求償事務 に係る受託範囲の拡大

これまで自動車、自転車、船舶による事故および飼い犬による咬傷に限定していた受託範囲を、平成 30 年 4 月から、第三者行為によるすべての傷害事故を対象とするよう規則改正を行いました。

これまでの  
受託範囲



他人の犬に  
咬まれた



**拡大内容**はこれ！

- ◇ ケンカ・傷害事件
- ◇ 工事現場からの落下物でケガ
- ◇ 食中毒
- ◇ 施設内でのケガ など

※原則、4月1日以降発生した案件  
を対象としています。



すべてが  
対象に！



他人の犬に  
咬まれた



ケンカ・  
傷害事件



**その他**

- ・工事現場からの  
落下物でケガ
- ・食中毒
- ・施設内でのケガなど



## 第三者行為による損害賠償請求のしくみ

被保険者が国民健康保険、後期高齢者医療および介護保険（以下、「国保等」）により治療を受けるときに、その原因となった第三者の行為が存在する場合、第三者が本来その治療の責任を負うべきであり、治療費を負担しなければなりません。

国保等は、とりあえず被保険者のために保険給付を行い（一時立て替え）、その後、その治療費を当該第三者（加害者）に請求することになります。

本来、加害者が負担すべき医療費等について、国保等が負担したままにしておくと、加害者は負担すべき医療費等について、不当に利益を得ることになります。このため、保険者が行う保険給付と被保険者が加害者に対して有する損害賠償請求権とを調整するために設けられた法的制度が第三者行為求償制度です。



## 国保連合会で行う求償事務とは

損害賠償請求事務は、国保等の事務担当者にとって、高度な知識と多くの経験を必要とし、最も困難な事務処理の一つと認識されています。

そのため、国保連合会は、保険財政の健全化並びに給付の適正化を図るとともに、保険者等の事務の合理化に資する観点から、この事務処理の委託を受け、共同処理をしています。

## 保険者から、よくあるご質問

### Q. 第三者が不明の場合でも求償委託できますか？

- A. ひき逃げや相手方と連絡先を交換しなかった場合など、相手先が不明な場合には委託できません。  
事後調査などにより、加害者（第三者）が判明した時点で委託をお願いします。

### Q. 第三者への誓約書がとれない場合でも、委託できますか？

- A. 誓約書の有無にかかわらず、保険者は被保険者の相手方（第三者）に対して、損害賠償請求権の代位請求をすることができるため、委託をすることができます。

### Q. 交通事故証明書は写しでも委託できますか？

- A. 基本的には原本の提出をお願いします。  
ただし、写しである場合は原本証明が必要です。（任意保険対応時には写しでの取り扱いが可能ですので、不明な場合は問い合わせください。）

### Q. 自損事故における届出は必要ですか？

- A. 一般的に自損事故といえば、単独車両による相手方が存在しない事故を指します。しかし、自損事故であっても、同乗者のケガを求償する場合（運転手の自賠責保険へ求償）や道路状況によっては、道路管理者が加害者になる場合などもあり、事実確認が必要となりますので届出を必要とする取り扱いが望ましいと考えます。

### Q. 損害保険会社等から（覚書※）による届出支援が行われる案件にもかかわらず、対応がない場合どうすればいいですか？

※「覚書」の概要…平成 28 年 4 月 1 日以降の自動車による交通事故に係る第三者行為傷病届等を加害者（第三者）側の損害保険会社等が代行して行うもの。（原則、保険使用後から 1 か月以内の提出）

- A. 損害保険会社等の名称および担当者名を国保連合会へご連絡ください。保険者がお困りの事例を支援するために、平成 29 年 1 月に創設された通報制度※を保険者は利用することができます。  
※「通報制度」とは、厚生労働省が平成 29 年 1 月に創設した制度で、覚書を遵守しない損害保険会社等を、国保中央会を通じて損害保険団体および厚生労働省に連絡し、是正を促す制度。

お問い合わせ先

熊本県国民健康保険団体連合会  
求償対策推進課

TEL : 096-365-0391